

最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会（仮称）規約

（名称）

第1条 本会の名称は、「最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」（仮称）（以下「協議会」とする。

（目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨等、近年の雨の局地化・集中化・激甚化を踏まえ、最上川上流における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスクや取組状況の共有
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事をまとめた「地域の取組方針」の作成
3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会及び幹事会の事務局は、山形河川国道事務所調査第一課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年5月31日から施行する。

最上川上流大規模氾濫時の減災対策協議会(仮称) 委員

(委員)

山形市長
米沢市長
寒河江市長
上山市長
村山市長
長井市長
天童市長
東根市長
南陽市長
山辺町長
中山町長
河北町長
西川町長
朝日町長
大江町長
高島町長
川西町長
小国町長
白鷹町長
飯豊町長
気象庁 山形地方气象台長
山形県 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局 危機管理課長
山形県 県土整備部 河川課 参事(兼)河川課長
山形県 村山総合支庁 建設部長
山形県 置賜総合支庁 建設部長
国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所長
国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所長

(事務局)

国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 調査第一課

最上川上流大規模氾濫時の減災対策幹事会(仮称) 委員

- (委員)
- 山形市 防災対策課長
 - 山形市 河川道路整備課長
 - 米沢市 危機管理主幹
 - 寒河江市 危機管理室長
 - 上山市 庶務課長
 - 村山市 総務課長
 - 長井市 危機管理主幹
 - 天童市 危機管理室長
 - 東根市 庶務課長
 - 南陽市 総合防災課長
 - 山辺町 総務課長
 - 中山町 総務課長
 - 河北町 環境防災課長
 - 西川町 総務課長
 - 朝日町 総務課長
 - 大江町 総務課長
 - 高畠町 総務課長
 - 川西町 総務課長
 - 小国町 町民税務課長
 - 白鷹町 総務課長
 - 飯豊町 総務企画課長
 - 気象庁 山形地方气象台 防災管理官
 - 山形県 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局 危機管理課長補佐
 - 山形県 県土整備部 河川課長補佐
 - 山形県 村山総合支庁建設部 河川砂防課長
 - 山形県 村山総合支庁総務企画部 総務課長(兼)防災安全室長
 - 山形県 村山総合支庁建設部 西村山河川砂防課長
 - 山形県 村山総合支庁建設部 北村山河川砂防課長
 - 山形県 置賜総合支庁建設部 河川砂防課長
 - 山形県 置賜総合支庁総務企画部 総務課長(兼)防災安全室長
 - 山形県 置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課長
 - 国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 副所長
 - 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 (河川)副所長
- (事務局)
- 国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所 調査第一課

今後の進め方(案)

- 準備会 平成28年3月23日(水)[開催済]
 - ・幹事会メンバー(課長級)及び実務担当者で趣旨共有
 - ・協議会開催準備

- 第1回協議会 平成28年5月31日(火)[於:文翔館]
 - ・協議会設立

- 第1回幹事会 平成28年6月開催予定
 - ・現状の取組状況の共有
 - ・今後の取組案の報告

- 第2回幹事会 平成28年7月開催予定
 - ・各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む「地域の取組方針」案作成

- 第2回協議会 平成28年8月開催予定
 - ・地域の取組方針の策定(発表)...概ね5年間で達成

※以降、取り組み方針について毎年1回(平成32年度までを予定)の協議会によるフォローアップを行う